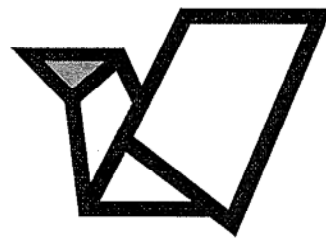


平成 1 9 年

神奈川県後期高齢者医療広域連合

第 2 回臨時会資料



平成 19 年 11 月 16 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

平成 19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第 2 回臨時会開催に係る配布資料一覧

配 付 資 料	頁
1 議事日程表	3
2 議会議員名簿	4
3 議席表	5
4 議案書	7
(1) 専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合 情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報 保護条例の一部を改正する条例の制定について)	8
(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の制定について	11

平成19年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会

議 事 日 程 表 (案)

日程	議 案	番号	件 名
1			広域連合長あいさつ
2			議席の指定
3	選挙	5	副議長の選挙
4			会議録署名議員の指名
5			会期の決定
6	報告	2	専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)
7	議案	18	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
8	陳情	1	高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情について

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

平成19年10月31日現在

氏名	市町村名	氏名	市町村名
さとう しげる 佐藤 茂	横浜市	やました かおる 山下 薫	横須賀市
はたの しずお 畑野 鎮雄	横浜市	いながき みのる 稲垣 稔	相模原市
まつもと けん 松本 研	横浜市	よしおか かずえ 吉岡 和江	鎌倉市
たかなし あきよし 高梨 晃嘉	横浜市	つかもと まさき 塚本 昌紀	藤沢市
なかじま けんご 中島 憲五	横浜市	やまはら えいかず 山原 栄一	平塚市
おおたき まさお 大滝 正雄	横浜市	おおの しんいち 大野 眞一	小田原市
うちだ しげお 内田 重雄	横浜市	せきど じゅんいち 関戸 順一	厚木市
おおしま あきら 大島 明	川崎市	あおき かつよし 青木 克喜	大和市
たての ちあき 立野 千秋	川崎市	あおき しげる 青木 茂	真鶴町
しむら まさる 志村 勝	川崎市	はやし しげる 林 茂	愛川町

議席表

(敬称略)

14番 高梨 晃嘉	13番 松本 研	12番 畑野 鎮雄 (佐藤 茂)	11番 佐藤 茂 議長	1番 大島 明	2番 立野 千秋	3番 志村 勝	4番 稲垣 稔	5番 山原 栄一	6番 大野 眞一	7番 関戸 順一	8番 青木 克喜	9番 青木 茂	10番 林 茂
15番 中島 憲五	16番 大滝 正雄	17番 内田 重雄	18番 山下 薫	19番 吉岡 和江	20番 塚本 昌紀								

副広域
連合長 島村 俊介

広域
連合長 石渡 徳一

議 案 書

議案番号	件名	頁
報 告 第 2 号	専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)	8
議案第 18 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について	11

平成 19 年 11 月 16 日
神奈川県後期高齢者医療広域連合

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決で指定された専決処分事項により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成19年11月16日提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決で指定された専決処分事項により、次のとおり専決処分する。

平成19年9月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一



神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

郵政民営化法(平成17年法律第97号)が平成19年10月1日に施行されることに伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の改正の必要が生じた。

ついては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項第5項「法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。」により、これを専決処分する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第27号

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「及び日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第1条に規定する日本郵政公社」を削る。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第21条第3号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

議案第 18 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 19 年 11 月 16 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 石 渡 徳 一

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 第 7 条の規定に基づく老人保健法の一部改正により、平成 20 年 4 月 1 日から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号) が施行されることに伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を定めたいので、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条―第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条―第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方

税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（1）第10条第3号に規定する所得割総額

（2）被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の被保険者均等割額）

第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第7条 平成20年度及び平成21年度の所得割率は、100分の7.45とする。
(被保険者均等割額)

第8条 平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は、39,860円とする。

(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、50万円を超えることができない。

(保険料の賦課総額)

第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の

額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合

には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 第1項各号及び前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額)

第13条 被扶養者であつた被保険者（前条第1項第1号及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額から当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であつて、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で

ある被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（保険料の納付）

第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（関係市町村が徴収すべき保険料の額）

第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

（延滞金の納付）

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、そ

の徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業

(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。）又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

議案書（平成十九年十一月十六日）

神奈川県後期高齢者医療広域連合